公益財団法人 琵琶湖·淀川水質保全機構 令和 5 年度 第 4 回 理 事 会 議 事 録

- 1 理事会の決議があったものとみなされた事項の内容
 - (1) 第1号議案のとおり、三和伸彦を理事長に選定する。
 - (2) 第2号議案のとおり、今井崇を常務理事に選定する。
 - (3) (1) (2) の提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなされる日は 令和5年6月23日とする。
- 2 理事会の決議があったものとみなされた事項の提案者 理事 三和 伸彦
- 3 理事会の決議があったものとみなされた日 令和5年6月23日(金)
- 4 議事録の作成に係る職務を行った理事 理事長 三和 伸彦
- 5 理事総数8名の同意書 別添のとおり
- 6 監事総数2名の異議がないことを証する書類 別添のとおり

令和5年6月23日、理事 三和 伸彦が理事及び監事の全員に対して理事会の決議の目的である事項について上記の内容の提案書を発し、当該提案につき令和5年6月23日までに理事の全員から文書により同意する旨の意思表示を、また監事から文書により異議がない旨の意思表示を得たので、定款第36条に基づき、当該提案を承認可決する旨の理事会の決議があったものとみなされた。

以上のとおり、理事会の決議があったとみなされたことを明確にするため、この議事録 を作成し、議事録作成者が記名押印する。

令和5年6月23日

公益財団法人琵琶湖·淀川水質保全機構

理事長 三和伸彦印

第1号議案

理事長の選定に関する件

定款第22条第2項の規定に基づき、下記の者を理事長に選定する。

記

三 和 伸 彦 (公益財団法人琵琶湖・淀川水質保全機構理事)

第2号議案

常務理事の選定に関する件

定款第22条第2項の規定に基づき、下記の者を常務理事に選定する。

また、役員及び評議員の報酬等並びに費用に関する規程第4条第1項の規定 に基づき、下記のとおり報酬額を承認する。

記

1 常務理事

今 井 崇 (公益財団法人琵琶湖・淀川水質保全機構理事)

2 報酬額

報酬年額は、4,800,000円とする。